

【自転車安全利用五則】を確認しておこう！



自転車安全利用五則

01 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両。歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則。「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などの例外（※1）を除いて、歩道を通行することはできません。歩道が通行できる場合でも歩行者を優先（歩行者の通行を妨害してしまう場合は一時停止）し、車道寄りを徐行（すぐに止まれる速度で通行）しなければなりません。

02 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

出会い頭の事故が多発しています。信号機のある交差点では必ず信号を守ります（※2）。また、一時停止の標識・標示がある交差点や見通しの悪い交差点では一時停止して安全確認をします。踏切でも一時停止し、安全確認しなければなりません。

03 夜間はライトを点灯

夜間の無灯火による死亡事故が多く発生しています。前方の安全確認だけでなく、自動車の運転者や歩行者に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しなければなりません。

04 飲酒運転は禁止

自動車同様に、自転車での飲酒運転等は厳しく罰せられ、青切符の対象にはなりません。拘禁刑や罰金といった刑事罰（前科）の対象となります。

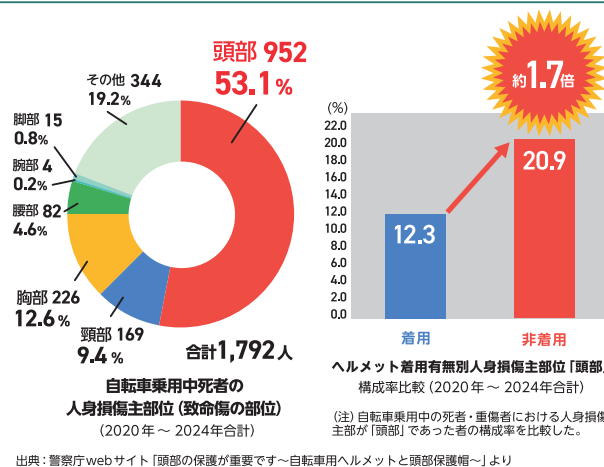
05 ヘルメットを着用

事故被害を軽減するため、自転車乗用中はヘルメットを着用しましょう。自転車乗用中の事故による死者・重傷者のうち頭部負傷が原因だった割合は、非着用者では着用者の約1.7倍です（※3）。

- ※1.歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方などが運転する場合、工事等で車道通行が困難な場合、警察官の指示がある場合などを除き、歩道は通行できません。
- ※2.車道通行時は車用信号、自転車横断帯等の通行時は歩行者用信号に従います。「歩行者・自転車専用」や「自転車専用」の標識がある場合は、その標識のある信号に従います。
- ※3.警察庁交通局による「令和6年における交通事故の発生状況について」の資料より。

ヘルメットは、
あなたの大切な命を守ります。

自転車乗用中死者の死亡原因で最も多いのは頭部の致命傷です。交通事故で頭部に強い衝撃を受けた場合、命を落としてしまったり、大ケガを負い重い後遺障害が残る方も少なくありません。そこで重要なのがヘルメットの着用です。死者・重傷者のうち頭部負傷が原因だった割合は、ヘルメット非着用者は着用者の約1.7倍です。命を守るため、将来に後悔を残さないためにもヘルメットを着用しましょう。

自転車事故で加害者となった場合に
問われる責任

自転車事故を起こす（加害者になる）と中高生であってもさまざまな責任を問われます。「たかが自転車の事故」と思っている、人生が一変する悲劇は現実起きており、事故によって重度の障害が残ったり、相手の命を奪ってしまったりした場合など、被害者やその遺族はもちろん、加害者にとっても辛い環境に置かれることになってしまいます。事故の加害者・被害者にならないように、日頃から交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

刑事上の責任

道路交通法違反をして交通事故を起こすと、場合によっては刑法の重過失致死傷罪に問われることがあり、事故の重大さなどによっては拘禁刑や罰金といった厳しい刑事罰を受けることもあります。こうした刑罰は、いわゆる前科として記録が残り、さまざまな免許や資格を得る機会が損なわれ、将来の夢や人生設計にも大きく影響します。

刑事罰を受けると免許や資格が
与えられない場合がある職業

罰金刑以上
の刑事罰で制限

医師・看護師・獣医師・
保育士・調理師 等

拘禁刑以上
の刑事罰で制限

国家公務員・地方公務員・
教員・弁護士・税理士 等

民事上の責任

事故によって相手に損害（ケガ、物損など）を与えた場合に、その損害を金銭で補償する義務があります。

判例からみる高額賠償例（日本損害保険協会調べ）

9,521万円※

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、2013年7月4日判決）

9,330万円※

男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中にパトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。（高松高等裁判所、2020年7月22日判決）

9,266万円※

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、2008年6月5日判決）

※記載額は判決認容額です。

判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車で歩行者や自転車とぶつかったら…
それは交通事故です！

「自転車だから大したことはないだろう」と立ち去ってしまうと、たとえ軽い事故であってもひき逃げや当て逃げとして重い法的責任を問われる可能性があります。車の事故と同様、**ケガ人の救護と必要に応じた消防への119番通報や警察への110番通報**、さらに居合わせた人に助けを求めるなど、迅速な対応が必要です。



【青切符と反則金】をおさらいしておこう！



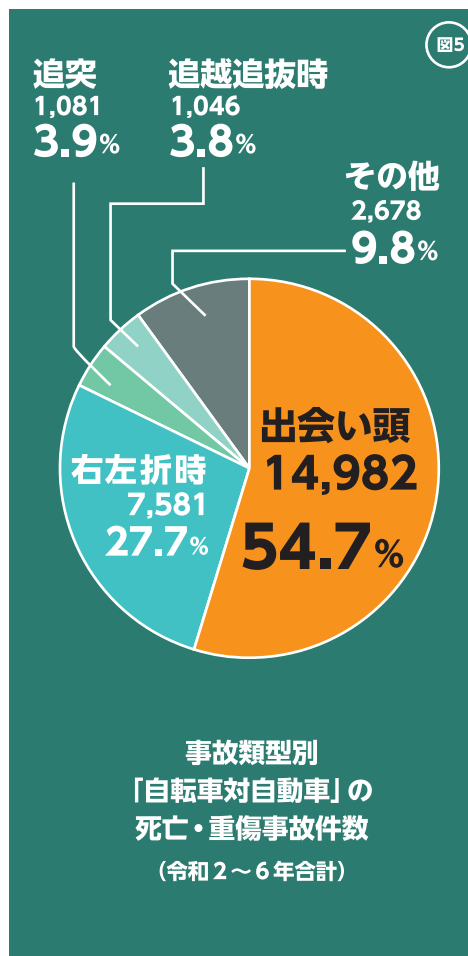
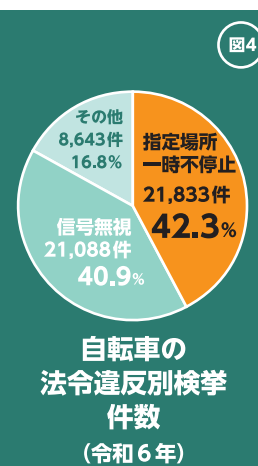
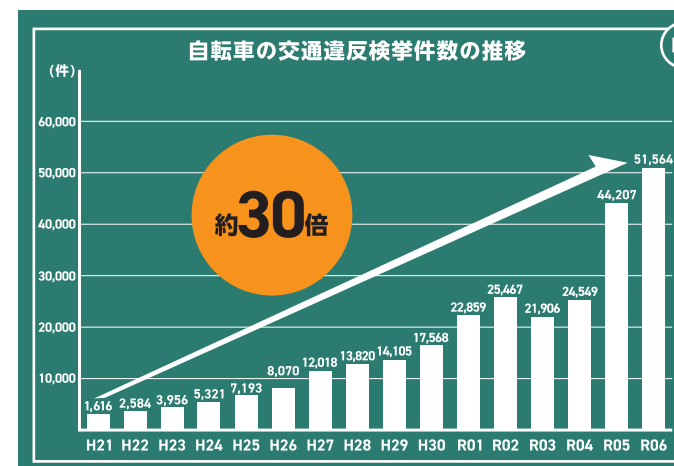
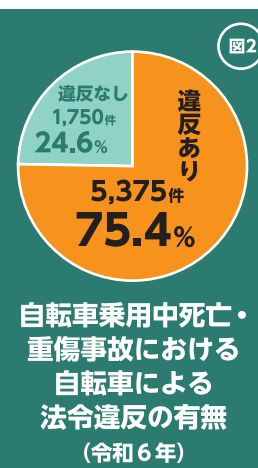
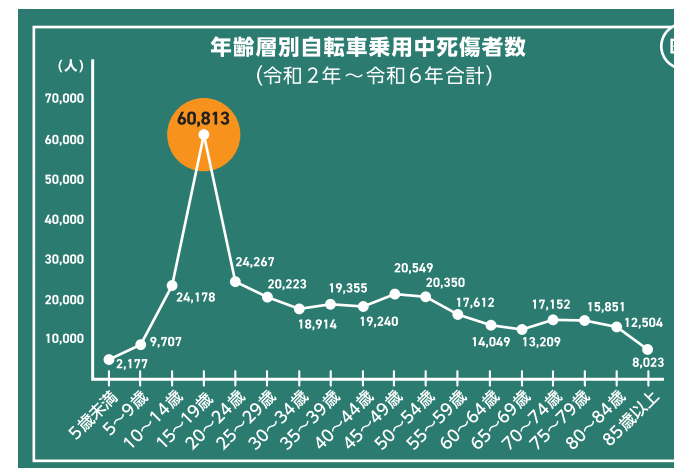
青切符って何？

青切符（交通反則通告制度）は、自転車の交通違反に対して簡易迅速に処理し、違反者に前科がつくことなく実効性のある責任追及を可能とする制度。2026年4月1日より導入され、16歳以上が対象。交通事故につながる危険な違反行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合などの悪質・違反行為が取締り対象となる。

主な反則行為と反則金

反則金額	反則行為
12,000円	携帯電話使用等(保持)(ながらスマホ)
7,000円	遮断踏切立入り
6,000円	信号無視／通行区分違反(車道の逆走)／横断歩行者等妨害等
5,000円	指定場所一時不停止等／無灯火／優先道路通行車妨害等／傘差し運転やイヤホン使用運転など公安委員会遵守事項違反
3,000円	歩道徐行等義務違反／並進禁止違反／軽車両乗車積載制限違反(二人乗りなど)

自転車乗用中死傷者数を年齢別にみると、15～19歳という高校生に相当する年齢層が特に多いです(図1)。また、死亡・重傷事故の約3/4は自転車側にも法令違反があり、交通ルールを守っていれば助かった命もあるかもしれません(図2)。自転車の交通違反検挙件数は大きく増加しており、令和6年とその15年前を比べると約30倍です(図3)。違反内容は、「一時不停止」と「信号無視」で8割を超えており、交差点における基本的な交通ルールが守られていませんでした(図4)。対自動車事故では、出会い頭事故が半数以上、さらに右左折時も含めると8割以上になります(図5)。その多くは交差点で発生しており、交差点では交通ルールを守り、安全確認をしっかりと行うことが重要です。



交差点では自転車事故が多発しています！

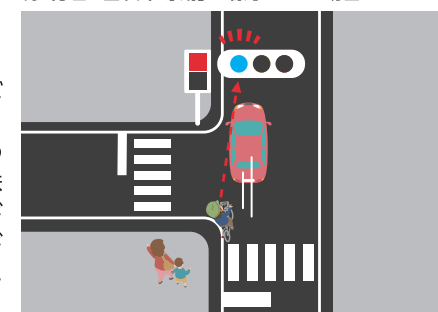
交通ルールを守り、安全確認をしっかりと行って交通事故を防ぎましょう！

1 信号機のある交差点で注意すべきこと

① 信号を守りましょう

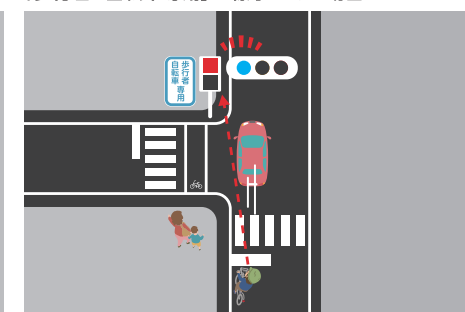
信号機のある交差点では、必ず信号を守らなければなりません。「信号無視」による死亡事故が数多く発生しています。特に、黄色信号や歩行者用信号機の青信号点滅は横断を始めてはいけないという意味です。先を急ぐあまりに左折車に巻き込まれる、自分が優先されると思い右折車と衝突するようなケースが後を絶ちません。無理な横断は決してしないようにしましょう。

「歩行者・自転車専用」の標示がない場合



※ただし、歩道を走っている場合は歩行者用信号に従う。

「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

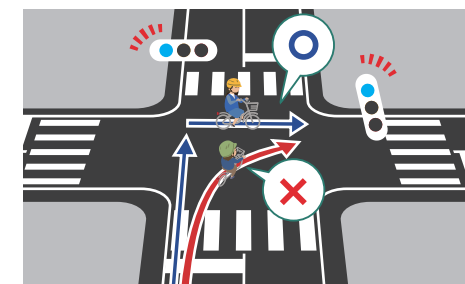


② 青信号でも注意が必要です

多くの交差点事故は、青信号で通行中に発生しています。たとえ青信号でも、右左折してくる車やバイクに注意することが大切です。ドライバーとアイコンタクト（視線を合わせる）をして、相手が自分に気づいているか確認することを心がけましょう。

③ 右折する時は二段階右折！

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進む二段階右折をしなければなりません。



周囲の人は見えています！こんな信号無視をしていませんか？



2 信号機のない交差点で注意すべきこと

① 一時停止は大切です

道路標識・標示は自転車でも従わなければなりません。一時停止の標識・標示のある場所では、停止線の手前で必ず一時停止をし、その上で左右の安全確認ができるところまでゆっくりと前進し、前後左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

② 一時停止標識・標示がない場合でも注意が必要

一時停止標識・標示がない交差点、見通しの悪い交差点、狭い道路から広い道路に出る場合でも一時停止をし、十分に安全確認してから通行します。一方通行道路（「自転車を除く」の補助標識あり）を逆走する際、交差点には「一時停止」の標識・標示、停止線がありませんが、十分に安全確認をする義務があります。

